

測量法（昭和二十四年法律第八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第二項の規定により、奈良国道事務所長から次のとおり公共測量を終了したことに ついて通知がありました。

令和五年三月三十一日

奈良県知事 荒井正吾

- 一 測量の目的 公共測量（三級基準点測量、UAVレーザ計測及び数値図化）
- 二 測量の地域 十津川村上野地地先から十津川村宇宮原地先まで
- 三 測量の終了年月日 令和五年一月三十一日